

次期地域医療構想における構想区域の設定について

1 設定の目的

(1) 構想区域

地域における病床の機能分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域。

※ 本県では、現在、11の構想区域を設定している。

(2) 二次医療圏

原則として、一次医療（通院医療）から二次医療（入院医療までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床及び感染症病床を除き、診療所の病床を含む。）の整備を図るための地域単位として設定する区域。

※本県では、現在、構想区域と二次医療圏は一致している。

2 国の考え方

(1) 構想区域

【新たな地域医療構想に関するとりまとめ（2024年12月18日）抜粋】

○ **人口 20 万人未満の構想区域**においては、2040年には、生産年齢人口が3割程度減少、高齢人口が1割程度減少することが見込まれており、医療需要の変化や医療従事者の確保等を踏まえると、現在の二次医療圏を基本とする構想区域では医療提供体制の確保が困難となる可能性がある。

○ **二次医療圏の見直しに時間を要する場合は、構想区域の合併・分割等を先行して行うことも考えられる。**

(2) 二次医療圏

【医療計画作成指針（2023年3月31日）抜粋】

※今回の中間見直しにおいては、国において二次医療圏の区域設定の考え方を見直す動きはない。

○ **人口規模が 20 万人未満の二次医療圏**については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）は、その設定について見直しを行うこと。

⇒ **人口 20 万人未満の構想区域（医療圏）**：東三河北部構想区域（医療圏）が該当

3 東三河におけるこれまでの協議状況

○ 第8次医療計画の策定に係る事前準備として、2022年度に東三河北部医療圏と東三河南部医療圏の統合に向けた協議を行ったが、東三河北部医療圏の存続を求める地元の意見が強かったため、第8次医療計画においては、東三河南北医療圏の統合は行わないこととなった。

○ 医療圏の統合は行わなかったが、受療動向等の観点から東三河全体の医療に関する協議の場が必要であることから、2023年度に「東三河医療圏合同会議」を設置し、東三河南北の連携強化の取組を進めている。

○ 東三河南北の連携を更に強化するため、次期地域医療構想の策定に係る事前準備として、2025年度に東三河南北構想区域の統合に向けた協議を行った結果、**東三河南北構想区域の統合を行うことについて、地域の合意が得られた。**（二次医療圏は現状維持）

東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会（2025年9月25日開催）：承認

東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会（2026年2月12日開催）：承認

4 構想区域及び二次医療圏設定（案）

(1) 構想区域

○ **東三河北部構想区域と東三河南部構想区域は統合する。**

○ 他の構想区域については、原則として二次医療圏と一致させるが、国から示されるガイドラインに基づき、地域の医療課題を踏まえ、必要に応じて区域の見直しを検討する。

(2) 二次医療圏

○ **現状の二次医療圏を継続する。**

5 その他

東三河については構想区域と二次医療圏の区域が異なるため、医療計画中間見直し及び次期地域医療構想策定に関する協議については、特例の協議体制とする。

（参考）東三河における医療計画中間見直し及び次期地域医療構想策定の協議体制

